

福島県請戸海岸 渚リフレッシュ事業について

福島県河川課 防災係長 大谷 和意

1. はじめに

福島県は東北地方の最南端にあり、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が南北に走り、浜通り、中通り、会津北部に三分される。請戸海岸のある浪江町は、比較的温暖な気候の浜通りの中央に位置し、西に阿武隈高地を望み、東は太平洋に接している(図-1)。また、町の中央部を二級河川請戸川と高瀬川が流れており、“山と川と海の幸に恵まれた町”として古くから商業や漁業が発展してきた。請戸海岸は二級河川請戸川河口とその右岸にある請戸漁港を挟んで、南の請戸地区、北の棚塩地区に分かれている(写真-1)。

浪江町の西側には阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている「高瀬川溪谷」があり、春の新緑、秋の紅葉シーズンには多くの観光客で賑わっている。伝統的工艺品として国指定の「大堀相馬焼」や東北一を誇る「請戸川の鮭ヤナ場」など自然、文化、観光に恵まれているところでもある。また、交通機関としても、浜通りを縦断するJR常磐線と国道6号線、そして県都福島市と浜通りを結ぶ国道114号線が走っており、海岸利用者の広域化を可能とする交通体系が整備されている。

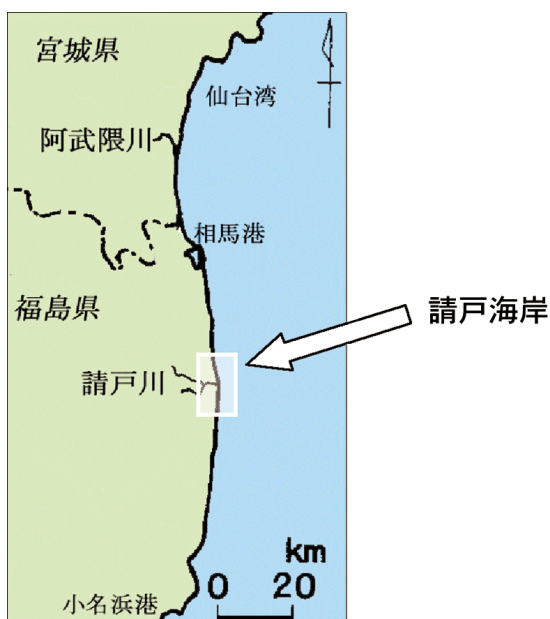


図-1 位置図



写真-1 請戸海岸周辺状況

2. なぎさりフレッシュ事業の概要

2.1 なぎさりフレッシュ事業とは

これまで多くの海岸では、直立堤と消波工を中心とした整備が進められ、国民の生命と財産の保全に貢献してきた。しかし、消波ブロックなどを用いた整備を行ったことにより、海岸の景観を損ね、人々の生活から海を遠ざける結果となっている。しかし、近年、ライフスタイルの変化や潤いとやすらぎを求める傾向から、海岸の利用に対するニーズはますます多様化してきており、海とのふれあいや良好な海岸景観の形成を考慮した保全施設の整備が望まれるようになってきた。

そのような経緯の中で、海岸保全計画、離岸堤、人工リーフの整備が必要な海岸において、消波工等の異型ブロックを離岸堤や人工リーフの構成材料の一部あるいは全部に計画的に転用することなどにより、面的防護方式による海岸保全を促進させるとともに、快適で潤いのある海岸環境を創出し、地域住民が海と親しみ、海浜レクリエーションなどに利用できる「なぎさ」を回復して、地方の活性化に資することを目的として、「なぎさりフレッシュ事業」が平成4年度に創設された。

本事業は、市町村が海岸管理者と協議の上作成する「なぎさりフレッシュ事業計画」に基づき、海岸管理者が海岸事業の中で良好ななぎさを回復させるとともに、市町村がそのなぎさの利用促進を図るも

のである。平成7年度までに、全国で12県16海岸が事業認定を受けており、請戸海岸も平成5年度に認定を受けている。

2.2 請戸海岸における事業計画

請戸海岸は、台風・冬季波浪等の災害にたびたび見舞われ、昭和41年6月27日～28日の台風14号による被災は著しく、高潮対策事業との合併施工により堤防工・根固工が復旧整備された。その後、昭和59年災、昭和60年災、昭和62年災により根固工・消波工はほぼ完成されている(写真-2)。平成元年度からは高潮対策事業により離岸堤を施工し、平成4年度までに1基が完成し(写真-3)、更に平成4年度からは新たに人工リーフに着手した。そのような状



写真-2 整備前の状況



写真-3 高潮対策により設置された離岸堤



写真-4 整備前の越波状況

況において、「なぎさりフレッシュ事業」が平成5年度に認定されるに至り、既設消波ブロックの人工リーフ構成材への転用を図りながら、事業が進められた(図-2, 3, 写真-6)。

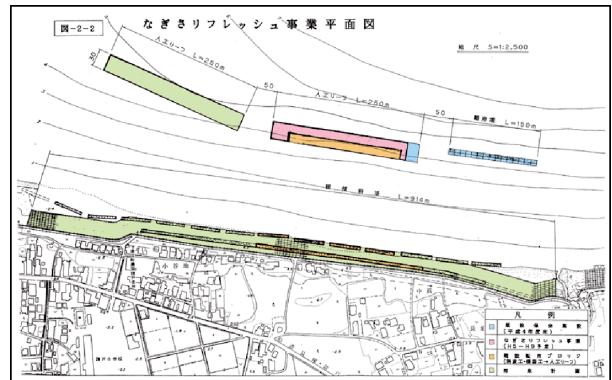


図-2 計画平面図

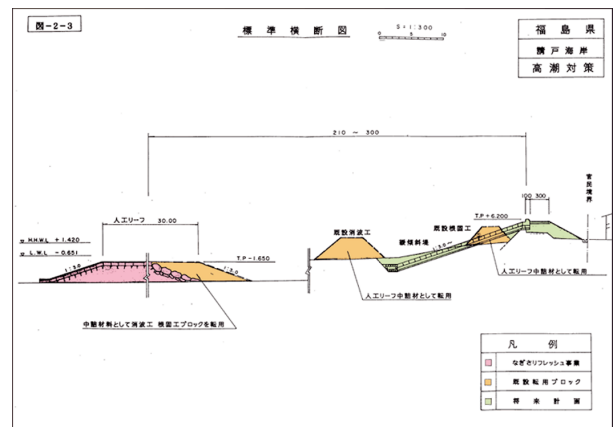


図-3 計画断面図

3. 事業の取り組み

なぎさりフレッシュ事業認定を受け、請戸海岸においては様々な取り組みが実施されている。そのいくつかを以下に紹介する。

3.1 既存ブロックの転用

高潮対策と実施している老朽化した直立護岸の緩傾斜堤への改良および面的防護のための沖合い人工リーフの設置が計画されたが、なぎさりフレッシュ事業の認定を受け、直立護岸前面に置かれていた根固め消波ブロックを、人工リーフの構成材として一部使用することとした。転用に際しては、波力が大きく作用する人工リーフ沖側部および両端部を除いた箇所に消波ブロックを転用している(図-2,3)。また、請戸漁港の北側に位置する棚塩工区では、既設離岸堤の開口部からの養浜砂の流出を阻止するために潜堤が設置され、その材料として消波ブロックが

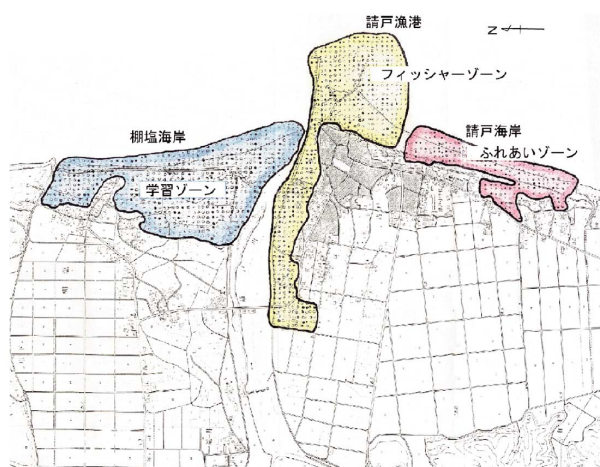
転用されている。

3.2 養浜（サンドバイパス）

請戸漁港北側に位置する棚塩工区では、離岸堤により保全対策がなされているものの、開口部には砂浜がないため、越波等の危険性があり、砂浜の再生が必要とされている。そのことから積極的に砂浜を創出させるため、隣接してある請戸漁港の管理者と連携して、請戸漁港の航路・泊地の維持管理から発生する浚渫土砂を利用した養浜が実施されている。また、先に述べたように、養浜砂の流出を抑制するために開口部に転用ブロックによる潜堤も設置されている。

3.3 浪江町の取り組み

浪江町では昭和58年に「浪江町町勢振興計画」を策定し、その中で請戸川河口域を「海洋レクリエーションゾーン」として位置付け、その区域を、キャンプや宿泊体験が可能な「学習ゾーン（棚塩地区）」、請戸川河口も含め漁港拡大による地場産品などの「フィッシャーゾーン」および請戸海岸の海水浴を中心とした「ふれあいゾーン」の3つのゾーンに分け、利用計画を立てている（図－4）。



図－4 ゾーン計画図

「学習ゾーン」である棚塩地区およびその背後地では、地域住民の潤いの場として、子供からお年寄りまで幅広く利用できる海浜公園を目指して平成6年4月にレクリエーション施設「マリパークなみえ」が建設され、海岸の環境整備と併せこれらの施設を利用することにより町の活性化が図られている。

一方、「ふれあいゾーン」である請戸地区およびその背後地は、「なぎさリフレッシュ事業」の促進に併せて、海岸背後地の駐車場、遊歩道、キャンプ場、

多目的広場、東屋、利用施設（トイレ・シャワーなど）を整備することにより海岸環境を向上させ、海水浴場としての利用エリアを広げるとともに後述するさまざまなイベントを実施していく計画をしている。

また、「海岸クリーンアップ作戦」として小中学生および地域住民の協力を得て、海水浴シーズン前の毎年7月の第3日曜日には海岸清掃を実施するなどして、地域ボランティア活動の充実を図っている（写真－5）。



写真－5



写真－6 整備後の状況（平成13年3月）

4. 事業効果

4.1 高潮対策効果

事業実施により、現在、人工リーフ背後には、人工リーフのもつ波浪・漂砂制御効果により、静穏な海域と砂浜が創出され、そのため高波浪に対しては、人工リーフの消波効果と砂浜による消波効果が相乗効果となり、高い保全効果が発揮されている。また、既設ブロックの転用、さらには漁港事業との連携による漁港浚渫土砂の養浜材への利用など、コスト縮減効果も図られている。

4.2 海浜利用

請戸海岸では、30年ほど前までは、塩とりや村民体育大会、小学校の臨海学校などで賑わい、海岸での地曳網漁やワカメの砂干し等も盛んに行われていたが、近年砂浜の消失によりそれらは困難な状況となっていた。しかし、人工リーフ背後に創出された砂浜は、消波ブロックの撤去と緩傾斜堤によりその背後地とのアクセスも良好となり、海水浴場としての利便性が増すなど利用環境が改善されている（海水浴等の入込み客数、平成12年度8,000人から平成13



写真-7 海水浴を楽しむ子供たち



写真-8 ビーチバレーボール大会



写真-9 地引網引き

年度19,000人に増加)。また、地元で企画されているビーチバレーボール大会、花火大会、地引網引きなどのイベントの会場として海浜利用も行われるようになってきている（写真-7, 8, 9）。さらに、請戸海岸では350年前から受け継がれている苔野（くさの）神社の伝統行事である安波（あんば）祭（写真-10）が毎年2月に行われているが、このような神事も継承可能となっている。



写真-10 苔野（くさの）神社安波（あんば）祭

4.3 景観

消波ブロックを撤去したことは、海浜へのアクセスや利用を向上させたのみでなく、海岸景観を良好とし、開放的に海岸景観に変化している（写真-6）。

5. おわりに

請戸海岸においては、なぎさりフレッシュ事業を契機に、海岸管理者である福島県と、地元浪江町およびそこに住む住民ともに連携し、海岸の特性を生かした地域整備計画を進めている。計画の一部は既に完成し、その効果を発揮しているものの、飛砂などの新たな問題も生まれてきている。今後、このような問題に対応しながら、よりよい海岸環境の創出を目指すものである。

〈参考文献〉

福島県浪江町：請戸海岸 なぎさりフレッシュ事業計画書
福島県浪江町(1999)：請戸海岸周辺整備計画策定調査報告書